本書は、(案)であり内容については公告後に確定します。 また、一部の内容は、公告後に掲載します。

名護市公共下水道関連施設維持管理業務委託特記仕様書 (案)

(業務場所の所在地及び名称)

第1条 受託者が業務を履行する業務場所の所在地及び名称は次のとおりである。

(1) 名護下水処理場

(2) 東系ポンプ場(名護下水処理場内)

(3) 喜瀬処理場

(4) 喜瀬No.1.2.3 号マンホールポンプ場

(5) 名座喜中継ポンプ場

(6) 世冨慶マンホールポンプ場

(7) 為又No.1.2 号マンホールポンプ場

(8)宇茂佐№1.2.3.4 号マンホールポンプ場【字宇茂佐 1398-9.817-4,288,1493 番地】

(9) 屋部No.1.2 号マンホールポンプ場

(10) 山入端No.1 マンホールポンプ場

(11) 宮里 No.1 マンホールポンプ場

(12) 大北 No.1 マンホールポンプ場

【港二丁目2番1号】

IJ 1

【字喜瀬1568番地の2】

【字喜瀬 96、109、101 番地】

【字宮里1076番地1】

【字名護6496番地5】

【字為又 265-3,352-1 番地】

【字屋部 141,73-1 番地】

【字山入端38番地】

【字宮里 970 番地】

【大北四丁目 12 番 6 号】

(業務概要)

第2条 本業務は、名護下水処理場に流入した下水を標準活性汚泥法により2次処理を行 い、塩素滅菌後、名護湾へ排水基準以下で放流し、発生した汚泥を汚泥処理工程に送泥 し、濃縮・消化・脱水処理をするとともに、消化槽で発生した消化ガスで消化ガス発電 を行い、名護下水処理場の中央監視室にて喜瀬処理場の運転監視、各中継ポンプ場、マ ンホールポンプ場、高度処理施設の運転・監視を行い、各施設の保守点検と水質試験を 業務とする。

(業務委託の範囲)

第3条 業務の適用範囲は、流入井以降放流渠までの水処理施設全体、汚泥処理施設、汚 泥脱水業務、管理本館、消化ガス発電施設、高度処理施設、受変電施設、付帯設備と喜 瀬下水処理場及び各中継ポンプ場並びにマンホールポンプ場の維持管理、また、日常の 流入水、放流水に関する簡易的な水質検査、汚泥脱水、脱水ケーキ搬出業務とする。

(勤務時間及び勤務者数)

第4条 勤務時間及び勤務者数は、次のとおりとするが、受託者において緊急を要するな ど特別の事情があると認めるときは、この時間を超えて業務を履行しなければならない。 なお、休憩時間については、労働基準法に準ずることとする。また、保守点検及び水質 試験業務従事者は、名護市職員の勤務に準ずるものとする。

業務名 名護下水処理場運転操作監視業務

勤務時間 昼勤 AM8:30~PM5:15 毎日

夜勤 PM4:30~AM9:00 毎日

勤務者計 6名

業務名 保守点検業務

勤務時間 昼勤 AM8:30~PM5:15 月曜日~金曜日

勤務者計 3名

業務名 汚泥監視業務

勤務者計 1名

業務名 水質試験業務

勤務者計 3名

業務名 その他業務

勤務時間 昼勤 AM8:30~PM5:15 月曜日~金曜日

勤務者計 5名